

所得税法及び地方税法上の障害者控除対象者の認定に関する事務取扱要領の取り扱いについて

事務取扱要領第2条各号に定める対象者については、「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」(平成3年11月18日付け厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知)及び「認知症である老人の日常生活自立度判定基準」(平成5年10月26日付け厚生省老人保健福祉局長通知)に基づいて判断する。

その際、要介護認定を受けている対象者については、実態確認のため調査及び要介護認定区分に係る情報により、要介護認定を受けていない対象者については、実態確認のための調査及び診断書又は民生委員の意見書により障害状況を確認するものとする。

認定基準

1 事務取扱要領第2条第1号に規定する者(障害者)

①知的障害者(軽度・中度)に準ず。

「認知症である老人の日常生活自立度判定基準」によるランクⅡと認められる場合

②身体障害者(3級～6級)に準ず。

「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」準寝たきり(ランクA)と認められる場合

2 事務取扱要領第2条第2号に規定する者(特別障害者(ねたきり老人を除く。))

①知的障害者(重度)に準ず。

「認知症である老人の日常生活自立度判定基準」によるランクⅢ以上と認められる場合

②身体障害者(1級, 2級)に準ず。

「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」寝たきり(ランクB)と認められる場合

3 事務取扱要領第2条第3号に規定する者(特別障害者(ねたきり老人))

「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」寝たきり(ランクC)と認められる場合

なお、この場合、継続して6ヶ月以上その状態にあると認められること。